

2025 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

2025 年度北海道最低賃金改正等に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

江 川 あ や

上 野 和 幸

植 木 だいすけ

小 林 ゆうき

高 橋 紀 博

品 田 ときえ

塩 尻 英 明

高 木 ひろたか

高 見 一 典

金 谷 美奈子

２０２５年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、日本国憲法第２５条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものである。

道内で働く方の暮らしは、昨今の物価上昇で一層厳しく、パート労働者６４万７，０００人を含む道内の労働者２１６万人のうち、６０万人弱の方が、２０２４年に５０円引き上げた最低賃金の近傍水準で働いている実態にある。

労働基準法第２条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができない。

政府は２０２０年代に全国平均１，５００円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引上げ金額が小さければ、その近傍水準で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、政府においては、２０２５年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- １ 賃金構造基本統計調査の道内における短時間労働者の平均時間給や、民間の求人時間給などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- ２ 設定する最低賃金は、道内の高卒初任給の時間給である１，１２６円を下回らない水準に改善すること。
- ３ 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を押し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会